

豊見城市障害者計画及び 第4期障害福祉計画

【平成27年度～平成29年度】



平成27年3月
豊見城市

掲載写真

エイブル・アートとみぐすく
(2013・2014) 出展作品

～自分らしく安心して

暮らせるまち とみぐすく をめざして～



豊見城市では、平成24年3月に「豊見城市障害者計画及び第3期障害福祉計画」を策定し、障害のある市民の自立した生活や社会参加のための支援の充実と継続性のある支援体制の構築等を基本とする障害者施策を進めて参りました。

近年、障害者基本法をはじめ、関係各法の改正や制定により、障害者施策に係る制度や枠組に様々な見直しが図られ、障害者の自己選択と自己決定を前提とした支援の充実が図られてきています。

本市では、これらの状況を踏まえ、新たに「豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画」を策定し、「自分らしく安心して暮らせるまち とみぐすく」を目指すこととしました。

この計画では、「障がいのある市民一人ひとりの尊厳や自己実現を大切にしていくこと」や「障がいのある市民の自立と社会参加を支援すること」に必要な目標や施策を掲げ、障害者福祉の充実を図っていくこととしています。

本市の障害者施策の推進にあたりましては、各種関係施策と整合性を図りながら、市内外の関係機関・団体等と連携を図り、障害者の多様な個性や特性に配慮しながら取り組んで参りますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりアンケート調査にご協力をいただいた市民の皆様、障害福祉サービスの種別毎に貴重なご意見・ご提言を賜りました豊見城市地域自立支援協議会の皆様、計画の詳細にわたり検討・審議を重ね計画策定の労にご尽力を賜りました豊見城市障害者施策推進協議会の委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

豊見城市長

宜保晴毅

目次

序章 計画の基本的事項

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	3
5	計画の管理体制	4

第1章 豊見城市の障害のある市民の状況

1	障害者（障害者手帳所持者）の状況	5
2	障害福祉サービスの利用状況	8
3	地域生活支援事業の利用状況	10
4	自立支援医療費、重度心身障害者医療費の給付状況	11
5	補装具・日常生活用具の交付状況	14
6	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の 給付状況	16

第2章 障害者計画の基本理念と施策展開の視点

1	基本理念	17
2	基本視点	17
3	基本目標の考え方	18
4	施策の体系	20

第3章 障害者計画

基本目標及び基本施策

基本目標1 ライフステージにあわせた

切れ目のない支援体制づくり …………… 21

- (1) 相談支援体制の充実 …………… 21
- (2) 情報提供体制の充実 …………… 23
- (3) 障害重度化・重複化の予防・対応 …………… 23
- (4) 医療受診に対する支援の充実 …………… 24
- (5) 保健・医療・福祉・教育等との連携体制の充実 …… 25
- (6) 障害福祉サービス事業者等の確保 …………… 26

基本目標2 日常生活又は社会生活の支援 …………… 27

- (1) 在宅サービス等の充実 …………… 27
- (2) 障害児支援の充実 …………… 28
- (3) サービスの質の向上等 …………… 29
- (4) 地域移行・地域定着の推進 …………… 30
- (5) 医療費助成の実施 …………… 31
- (6) 日常生活用具・補装具等の給付 …………… 31

基本目標3 雇用・就労、経済的自立の支援 …………… 32

- (1) 障害者雇用の充実 …………… 32
- (2) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 … 33
- (3) 福祉的就労の底上げ …………… 33
- (4) 経済的支援の充実 …………… 34

基本目標4 社会参加の支援 …………… 35

- (1) 理解促進・啓発の充実 …………… 35
- (2) インクルーシブ教育実施の推進 …………… 37
- (3) 文化芸術、スポーツ等の振興 …………… 38
- (4) 意思疎通支援の充実 …………… 38
- (5) 行政情報のバリアフリー化の促進 …………… 39

目次

基本目標5 生活環境整備の推進	40
(1) 障害者に配慮したまちづくりの推進.....	40
(2) 防災対策の推進.....	41
(3) 防犯・消費者トラブル防止の推進.....	41
基本目標6 差別の解消及び権利擁護の推進	42
(1) 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供...	42
(2) 成年後見制度等の利用促進.....	42
(3) 日常生活自立支援事業の利用促進.....	43
(4) 障害者の虐待防止及び発見対応.....	43

第4章 第4期障害福祉計画

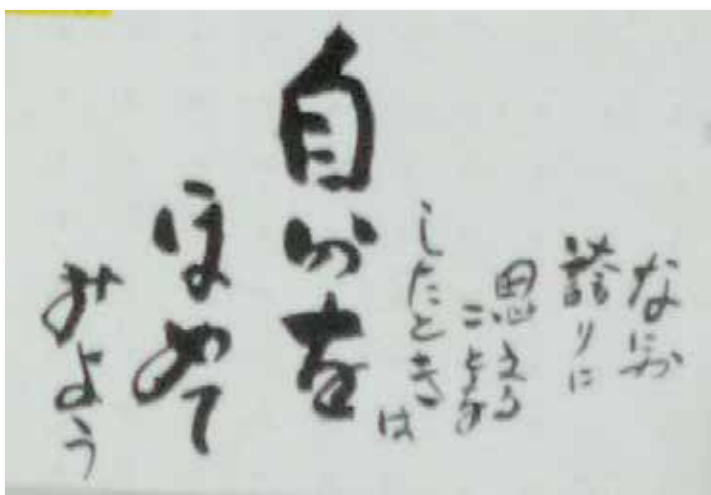
1 平成29年度までの成果目標値の設定.....	45
2 障害福祉サービスの見込み量.....	47
3 地域生活支援事業の見込み量.....	53

資料編

1 豊見城市障害者の暮らしにかかわる アンケート調査結果の概要.....	57
2 計画策定の経緯.....	61
3 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿.....	62
4 豊見城市障害者施策推進協議会規則.....	63
5 障害者施策推進協議会への諮問文.....	64
6 障害者施策推進協議会からの答申文.....	65

序章

計画の基本的事項



- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 計画の管理体制

序章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

豊見城市では、障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、「豊見城市障害者計画及び第3期障害福祉計画」を策定し、障害のある市民の自立した生活や社会参加のための支援の充実と継続性のある支援体制の構築等を基本とする障害者施策を展開してきました。

平成27年度を初年度とする「豊見城市障害者計画」は、これまでの計画の成果や障害のある市民を取り巻く環境等を踏まえ、全ての市民が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障害のある市民の日常生活や社会生活、経済的な自立や社会参加等、地域でかけがえのない個人として安心して暮らすことを支えるための基本目標や基本施策を定めるものです。

また、「豊見城市第4期障害福祉計画」は、障害者計画で掲げた施策を計画的かつ効果的に推進するために、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の見込量や提供体制の確保に係る目標を定めるものです。

2 計画の位置づけ

「豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画」は、障害者等の福祉に関する事項を定める法律や制度、国や沖縄県の計画並びに豊見城市総合計画を上位計画とし、市の定めるその他の計画と調和が保たれた計画である必要があります。

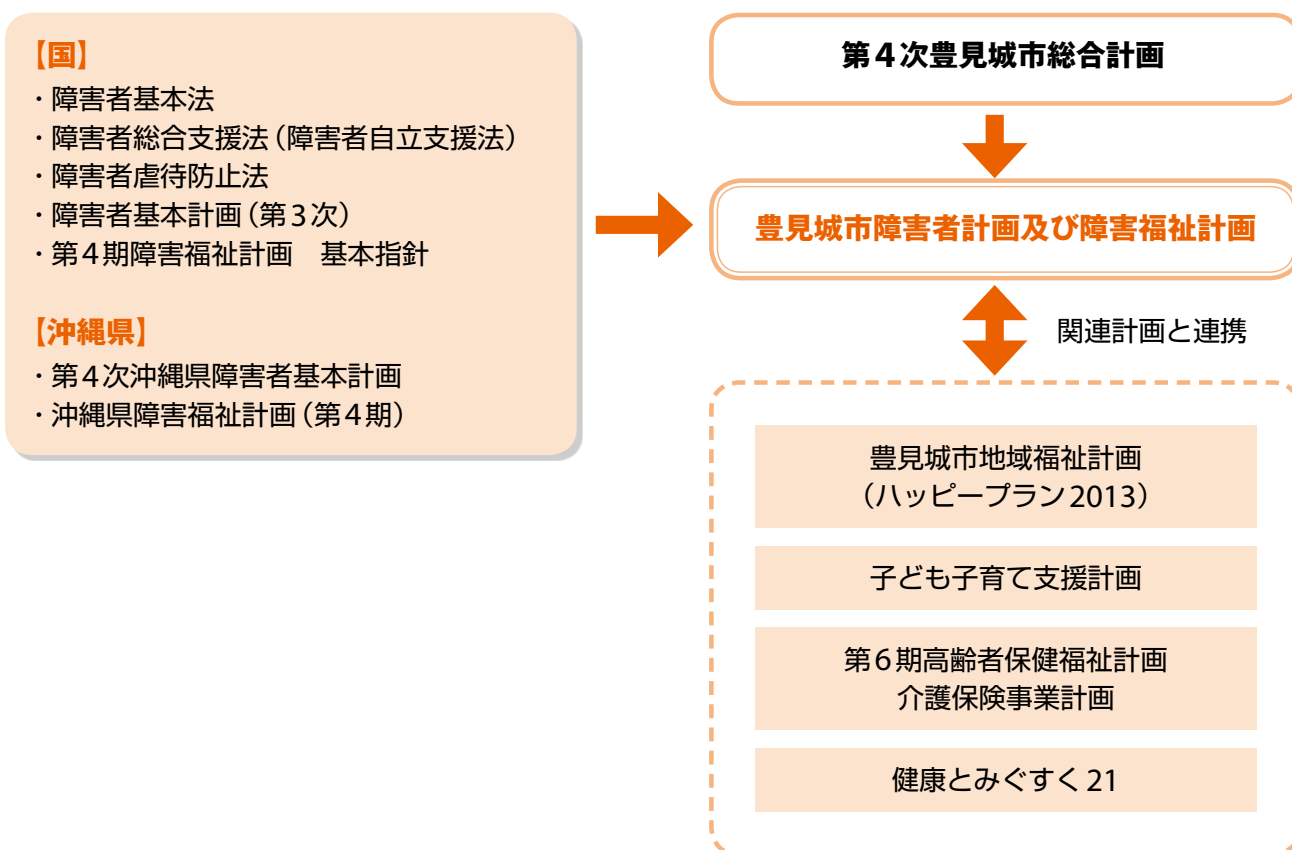
本市では、障害者のための様々な施策や事業を総合的に推進するために、障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定します。

(1) 豊見城市障害者計画

障害者基本法第11条3項に規定される計画で、国の障害者基本計画を基本とし、豊見城市における障害者の状況等を踏まえ、豊見城市における障害者のための施策に関する基本的な計画として位置づけます。

(2) 豊見城市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定される計画で、国の定める基本指針に即し、法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとし、豊見城市障害者計画の実施計画として位置づけます。



3 計画の期間

豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画の期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

計画の期間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画		見直期間	豊見城市障害者計画及び第5期障害福祉計画		見直期間

4 計画の策定体制

(1) 豊見城市障害者施策推進協議会の設置

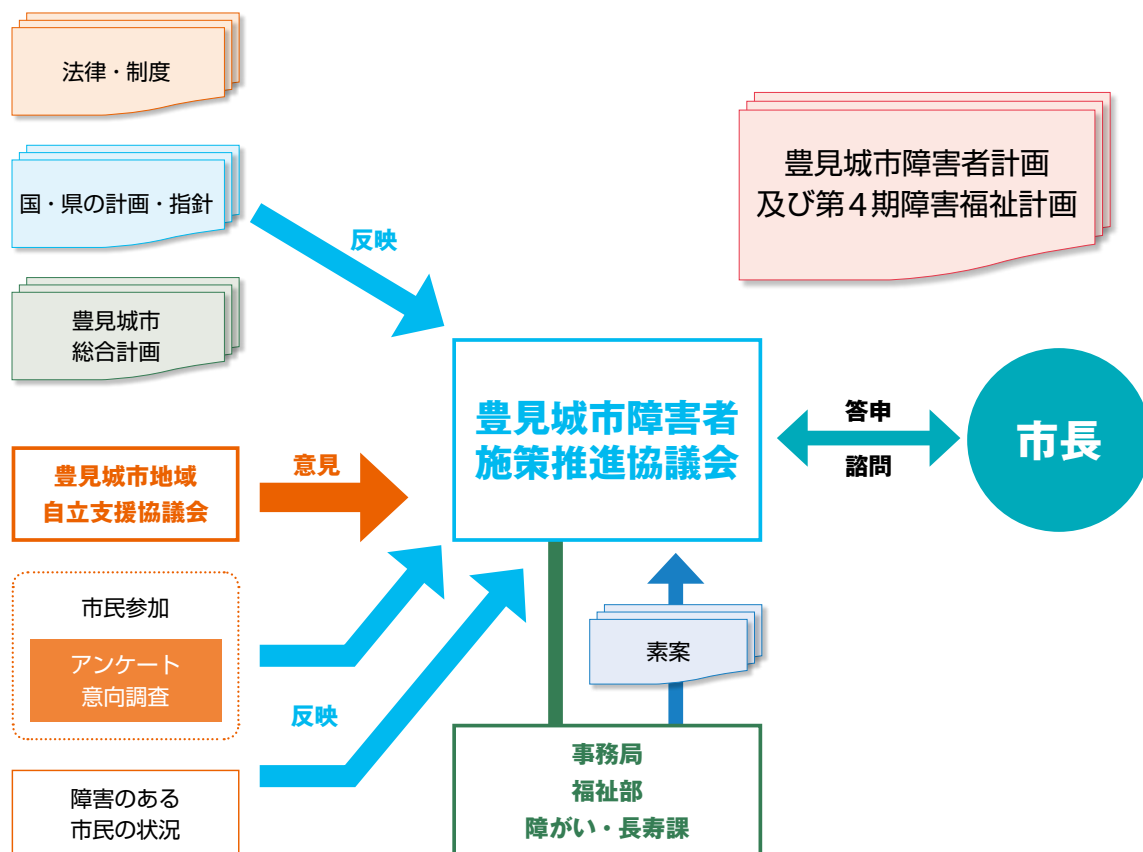
本計画の策定にあたり学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員等で構成される豊見城市障害者施策推進協議会において計画素案の検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定における基礎資料として、障害のある市民を取り巻く環境、日常生活等における課題、問題点等の把握及び障害や権利擁護に係る理解等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

(3) 豊見城市地域自立支援協議会意見の聴取

本計画の策定にあたり、障害者支援体制における課題、障害福祉サービス等の提供体制、障害者支援実務における課題やニーズ等を把握することを目的とし、障害福祉関係機関等の連携を基本とした協議体である豊見城市地域自立支援協議会の意見を聴取しました。



5 計画の管理体制

計画の管理にPDCAサイクルのプロセスを導入し、豊見城市障害者施策推協議会の審議に基づく進捗状況の評価や計画の見直し等により着実な取り組みを進めるものとします。

(1) 計画 (Plan)

必要に応じて障害者計画及び障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

(2) 実行 (Do)

見直された計画等に基づき、着実かつ効果的な施策の推進を目指します。

(3) 評価 (Check)

毎年、障害福祉計画に掲げた成果目標及び活動指標の実績について分析・評価を行います。

(4) 改善 (Act)

分析・評価の結果、障害者計画に掲げた障害者施策等の動向、市地域自立支援協議会の意見等を踏まえながら、課題解決策や新たな施策等を検討します。



第1章

豊見城市の 障害のある市民の状況



- 1 障害者（障害者手帳所持者）の状況
- 2 障害福祉サービスの利用状況
- 3 地域生活支援事業の利用状況
- 4 自立支援医療費、重度心身障害者医療費の給付状況
- 5 補装具・日常生活用具の交付状況
- 6 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の給付状況

第1章 豊見城市の障害のある市民の状況

1 障害者（障害者手帳所持者）の状況

(1) 障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者数）

平成25年度の障害者手帳所持者は、総数で2,905人となっています。そのうち身体障害者が2,003人で全体の69.0%、知的障害者が466人で16.0%、精神障害者が436人で15.0%となっています。

平成21年度から3障害全て増加で推移し、平成21年度から平成25年度までの4年間で、障害者総数で810人、38.7%の増加となっています。そのうち最も増加率が高いのは知的障害者で72.0%となっています。

障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者数）

単位：人、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		H21-H25伸び	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	増加人数	増加率
身体障害者	1,505	71.8	1,578	70.4	1,648	70.7	1,926	69.4	2,003	69.0	498	33.1
知的障害者	271	12.9	297	13.3	314	13.5	446	16.1	466	16.0	195	72.0
精神障害者	319	15.2	365	16.3	368	15.8	404	14.6	436	15.0	117	36.7
合計	2,095	100.0	2,240	100.0	2,330	100.0	2,776	100.0	2,905	100.0	810	38.7
豊見城市人口	56,867		57,957		58,794		59,790		60,642		6.6	
人口に占める割合												
身体障害者	2.6%		2.7%		2.8%		3.2%		3.3%		133.1%	
知的障害者	0.5%		0.5%		0.5%		0.7%		0.8%		172.0%	
精神障害者	0.6%		0.6%		0.6%		0.7%		0.7%		136.7%	
障害者総数	3.7%		3.9%		4.0%		4.6%		4.8%		138.7%	

※手帳所持者数は、各年度の3月31日時点

(2) 年齢別障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者数）

平成25年度の障害児（18歳未満）が217人で全体の7.5%、障害者が2,688人で92.5%となっています。

平成21年度からの4年間の推移では、障害者、障害児とも増加となっており、特に障害児は91人、72.2%の高い増加率を示しています。

年齢別障害者(児)数の推移(障害者手帳所持者数)

単位：人、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		H21-H25伸び		
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	増加人数	増加率	
身体障害者	18歳以上	1,472	97.8	1,536	97.3	1,606	97.5	1,876	97.4	1,950	97.4	478	32.5
	18歳未満	33	2.2	42	2.7	42	2.5	50	2.6	53	2.6	20	60.6
	総数	1,505	100.0	1,578	100.0	1,648	100.0	1,926	100.0	2,003	100.0	498	33.1
知的障害者	18歳以上	181	66.8	190	64.0	208	66.2	306	68.6	321	68.9	140	77.3
	18歳未満	90	33.2	107	36.0	106	33.8	140	31.4	145	31.1	55	61.1
	総数	271	100.0	297	100.0	314	100.0	446	100.0	466	100.0	195	72.0
精神障害者	18歳以上	316	99.1	362	99.2	364	98.9	388	96.0	417	95.6	101	32.0
	18歳未満	3	0.9	3	0.8	4	1.1	16	4.0	19	4.4	16	533.3
	総数	319	100.0	365	100.0	368	100.0	404	100.0	436	100.0	117	36.7
合計	18歳以上	1,969	94.0	2,088	93.2	2,178	93.5	2,570	92.6	2,688	92.5	719	36.5
	18歳未満	126	6.0	152	6.8	152	6.5	206	7.4	217	7.5	91	72.2
	総数	2,095	100.0	2,240	100.0	2,330	100.0	2,776	100.0	2,905	100.0	810	38.7

※手帳所持者数は、各年度の3月31日時点

(3) 身体障害者(児)の等級別推移(身体障害者手帳所持者数)

平成25年度の身体障害者の等級は、1級が最も多く34.9%(699人)、次いで2級が19.3%(387人)、4級が19.2%(385人)となっており、1級及び2級で全体の半数以上を占めています。

身体障害者(児)の等級別推移(身体障害者手帳所持者数)

単位：人、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		H21-H25伸び	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	増加人数	増加率
1級	502	33.4	544	34.5	583	35.4	694	36.0	699	34.9	197	39.2
2級	298	19.8	302	19.1	310	18.8	365	19.0	387	19.3	89	29.9
3級	283	18.8	290	18.4	294	17.8	335	17.4	351	17.5	68	24.0
4級	282	18.7	297	18.8	312	18.9	366	19.0	385	19.2	103	36.5
5級	64	4.3	66	4.2	69	4.2	76	3.9	80	4.0	16	25.0
6級	76	5.0	79	5.0	80	4.9	90	4.7	101	5.1	25	32.9
総数	1,505	100.0	1,578	100.0	1,648	100.0	1,926	100.0	2,003	100.0	498	33.1

※手帳所持者数は、各年度の3月31日時点

(4) 知的障害者(児)の等級別推移(療育手帳所持者数)

平成25年度の知的障害者の等級は、軽度(B2)が最も多く38.0%(177人)、次いで中度(B1)が29.4%(137人)、重度(A2)が23.6%(110人)となっています。平成21年度と比較して、いずれの等級も増加していますが、特に最重度(A1)が200.0%と大きく増加しています。

知的障害者(児)の等級別推移(療育手帳所持者数)

単位：人、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		H21-H25伸び	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	増加人数	増加率
最重度(A1)	14	5.2	15	5.1	15	4.8	41	9.2	42	9.0	28	200.0
重度(A2)	69	25.5	72	24.2	72	22.9	107	24.0	110	23.6	41	59.4
中度(B1)	79	29.1	91	30.6	98	31.2	129	28.9	137	29.4	58	73.4
軽度(B2)	109	40.2	119	40.1	129	41.1	169	37.9	177	38.0	68	62.4
総数	271	100.0	297	100.0	314	100.0	446	100.0	466	100.0	195	72.0

※手帳所持者数は、各年度の3月31日時点

(5) 精神障害者の等級別推移(精神保健福祉手帳所持者数)

平成25年度の精神障害者の等級は、2級が最も多く58.0%(253人)、次いで1級が24.3%(106人)となっています。平成21年度と比較して、いずれの等級も増加していますが、特に1級が60.6%と大きく増加しています。

精神障害者(児)の等級別推移(精神保健福祉手帳所持者数)

単位：人、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		H21-H25伸び	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	増加人数	増加率
1級	66	20.7	77	21.1	80	21.7	92	22.8	106	24.3	40	60.6
2級	190	59.6	219	60.0	233	63.3	252	62.4	253	58.0	63	33.2
3級	63	19.7	69	18.9	55	15.0	60	14.8	77	17.7	14	22.2
総数	319	100.0	365	100.0	368	100.0	404	100.0	436	100.0	117	36.7

※手帳所持者数は、各年度の3月31日時点

2 障害福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービス種類別利用状況

平成25年度の障害福祉サービスの利用は、延べ利用人数が7,511人、支給額が755,138,381円となっています。障害福祉サービスの合計額で平成21年度と比較すると、1.6倍に増加しています。

障害福祉サービス種類別利用状況

単位：人、円

サービス種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	延べ利用者数	支給額	延べ利用者数	支給額	延べ利用者数	支給額	延べ利用者数	支給額	延べ利用者数	支給額
新体系サービス	2,967	288,638,148	3,954	407,297,974	4,973	492,469,265	5,476	639,971,210	6,145	723,863,201
訪問系サービス	449	21,197,282	547	29,010,188	689	34,957,782	836	47,532,826	885	49,905,089
日中活動系サービス	2,047	234,988,786	2,775	334,051,894	3,491	401,684,573	3,256	452,468,855	3,759	511,366,995
短期入所	109	5,339,604	198	9,858,174	270	13,118,150	274	18,472,976	264	19,961,116
療養介護	24	4,119,038	24	5,266,142	24	6,383,040	183	46,329,430	193	50,474,330
居住系サービス	186	10,907,086	208	13,045,503	229	14,488,390	303	16,799,533	371	25,488,902
施設入所支援	152	12,086,352	202	16,066,073	270	21,837,330	624	58,367,590	673	66,666,769
旧体系サービス	725	154,941,086	565	135,701,367	440	109,271,730	32	8,454,980	—	—
旧法施設支援費(入所)	585	138,600,936	547	133,883,387	428	108,272,030	31	8,361,600	—	—
旧法施設支援費(通所)	140	16,340,150	18	1,817,980	12	999,700	1	93,380	—	—
サービス利用計画作成費	42	507,000	47	515,000	54	594,000	47	649,000	115	1,660,000
療養介護医療費	24	1,599,624	24	1,704,652	24	1,718,162	183	12,956,489	193	14,010,329
その他の費用	719	13,260,987	749	14,601,272	772	13,467,566	927	14,456,285	1,058	15,604,851
特定障害者特別給付費	719	13,260,987	749	14,601,272	772	13,467,566	927	14,456,285	1,044	15,445,630
高額障害福祉サービス費	—	—	—	—	—	—	—	—	14	159,221
合計	4,477	458,946,845	5,339	559,820,265	6,263	617,520,723	6,665	676,487,964	7,511	755,138,381

※表中符号の「—」は事業実施なし、「 」(空白)は該当数値なし

(2) 障害児通所給付費利用状況

障害児の日中活動系サービスは、障害福祉サービスの児童デイサービスとして実施されていましたが、平成24年度から障害児通所給付費として実施されています。

障害児通所給付費利用状況

単位：人、円

サービス種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	延べ利用者数	支給額	延べ利用者数	支給額	延べ利用者数	支給額	延べ利用者数	支給額	延べ利用者数	支給額
障害児通所給付費	—	—	—	—	—	—	1,308	129,998,142	1,776	168,805,487

※表中符号の「—」は事業実施なし、「 」(空白)は該当数値なし



3 地域生活支援事業の利用状況

平成25年度の地域生活支援事業（地域生活支援給付費）の利用状況は、5,626,012円となっており、平成21年度の3,796,008円と比較して、1.5倍に増加しています。

地域生活支援事業（地域生活支援給付費）利用状況

単位：人、円

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	利用者数	実績額	利用者数	実績額	利用者数	実績額	利用者数	実績額	利用者数	実績額
移動支援	14	2,144,571	13	2,194,267	15	2,371,504	15	2,182,770	25	3,266,369
日中一時支援	32	1,651,437	37	2,430,093	43	2,420,034	40	2,982,044	48	2,359,643
生活サポート										
合計	46	3,796,008	50	4,624,360	58	4,791,538	55	5,164,814	73	5,626,012

※地域生活支援事業（地域生活支援給付費）の利用者数の把握は、実利用者数を用いています

※表中符号の「－」は事業実施なし、「」(空白)は該当数値なし

地域生活支援事業（主な事業）利用状況（日常生活用具は別記）

単位：人、円

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	利用者数	実績額	利用者数	実績額	利用者数	実績額	利用者数	実績額	利用者数	実績額
相談支援	5,491	20,933,000	5,434	20,784,000	6,235	19,823,000	5,720	19,807,600	5,665	24,944,000
地域活動支援センター	3,691	7,500,000	3,972	6,000,000	3,259	6,000,000	2,086	8,000,000	2,683	8,000,000
コミュニケーション支援	57	2,502,030	91	2,456,004	45	418,030	45	438,460	45	450,980
社会参加促進（奉仕員養成研修）	924	2,172,224	1,137	2,042,173	1,157	2,796,000	1,065	2,779,000	1,188	2,568,000

※地域生活支援事業（主な事業）の利用者数の把握は、延べ利用者数を用いています

4 自立支援医療費、重度心身障害者医療費の給付状況

(1) 疾病別自立支援医療費(更生医療)の給付状況

平成25年度の自立支援医療(更生医療)の給付状況は、受給者数で512人、公費負担額で109,433,417円となっており、平成21年度と比較して受給者数で1.5倍、公費負担額で1.4倍と大きく増加しています。特に腎臓機能障害は、受給者数で7割、公費負担額で8割強を占めています。

疾病別自立支援医療費(更生医療)給付状況(公費負担額)

単位：人、円

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数	公費負担額	人数	公費負担額	人数	公費負担額	人数	公費負担額	人数	公費負担額
視覚障害										
聴覚障害										
平衡機能障害										
音声・言語・そしゃく機能障害										
肢体不自由	6	327,153	6	268,784	4	261,408			1	85,811
心臓機能障害	93	3,588,312	114	12,859,239	102	8,738,716	125	15,689,285	122	15,376,210
腎臓機能障害	230	75,066,971	285	57,228,670	313	57,177,119	362	59,643,367	372	91,410,313
小腸機能障害										
免疫機能障害	4	477,479	4	1,070,971	5	1,780,854	11	2,294,112	17	2,561,083
合計	333	79,459,915	409	71,427,664	424	67,958,097	498	77,626,764	512	109,433,417

※自立支援医療(更生医療)及び自立支援医療(育成医療)は給付人数、自立支援医療費(精神通院医療)は給付決定件数を用いています

※表中符号の「—」は事業実施なし、「」(空白)は該当数値なし

(2) 疾病別自立支援医療費（育成医療）の給付状況

平成25年度に県から事務移譲された自立支援医療（育成医療）の給付状況は、受給者数で178人、公費負担額で6,183,240円となっています。特に心臓機能障害は、受給者数で2割ながら、公費負担額では4割強を占めています。

疾病別自立支援医療費（育成医療）給付状況（公費負担額）

単位：人、円

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	人数	公費負担額	人数	公費負担額	人数	公費負担額	人数	公費負担額	人数	公費負担額
視覚障害	—	—	—	—	—	—	—	—	2	77,602
聴覚障害／ 平衡機能 障害	—	—	—	—	—	—	—	—	4	89,974
音声・言語・ そしゃく 機能障害	—	—	—	—	—	—	—	—	29	448,223
肢体 不自由	—	—	—	—	—	—	—	—	25	887,760
心臓機能 障害	—	—	—	—	—	—	—	—	35	2,727,821
腎臓機能 障害	—	—	—	—	—	—	—	—		
小腸機能 障害	—	—	—	—	—	—	—	—		
免疫機能 障害	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	83	1,951,860
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	178	6,183,240

※自立支援医療（更生医療）及び自立支援医療（育成医療）は給付人数、自立支援医療費（精神通院医療）は給付決定件数を用いています

※表中符号の「—」は事業実施なし、「」(空白)は該当数値なし

(3) 疾病別自立支援医療費（精神通院医療）の給付決定状況

平成25年度の精神通院利用者のうち気分（感情）障害の割合が42.0%（496人）、統合失調症の割合が32.9%（389人）と高い割合を占めています。

疾病別自立支援医療費（精神通院医療）給付決定状況

単位：件、%

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
統合失調症	332	41.7	347	39.3	356	37.3	363	35.5	389	32.9	
心因反応	3	0.4	5	0.6	3	0.3	1	0.1		0.0	
気分（感情）障害	275	34.5	320	36.2	355	37.2	401	39.2	496	42.0	
てんかん	98	12.3	105	11.9	107	11.2	107	10.5	121	10.3	
脳器質性精神障害	38	4.8	45	5.1	56	5.9	69	6.7	79	6.7	
その他精神障害	1	0.1	1	0.1		0.0		0.0		0.0	
中毒性精神障害	アルコール中毒	28	3.5	31	3.5	35	3.7	31	3.0	32	2.7
	その他の中毒	2	0.3	1	0.1	2	0.2	1	0.1	3	0.3
精神遅滞	3	0.4	3	0.3	6	0.6	6	0.6	5	0.4	
発達障害	17	2.1	25	2.8	34	3.6	45	4.4	56	4.7	
不明		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
合計	797	100	883	100	954	100	1,024	100	1,181	100	

※自立支援医療（更生医療）及び自立支援医療（育成医療）は給付人数、自立支援医療費（精神通院医療）は給付決定件数を用いています

※表中符号の「—」は事業実施なし、「」(空白)は該当数値なし

(4) 重度心身障害者医療費の助成状況

重度心身障害者医療の助成状況は、延人数で2,639人、助成額で83,907,935円となっており、平成21年度と比較して延人数で1.2倍、助成額で1.2倍弱となっています。

重度心身障害者医療費の助成状況

単位：人、円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延人数	2,199	2,329	2,597	2,576	2,639
助成額	72,447,625	76,880,311	86,050,156	83,927,687	83,907,935

5 補装具・日常生活用具の交付状況

(1) 補装具の交付状況

平成25年度の補装具の交付状況は、合計で171件、16,571,531円となっています。件数で最も多いのは補聴器で43件、次いで装具41件、車椅子33件となっており、平成21年度と比較すると、件数で1.7倍、金額で1.7倍強に増加しています。

補装具の交付状況(公費負担額)

単位：件、円

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
盲人安全杖	1	4,482	2	8,757	1	4,616	3	12,361	2	8,734
義眼			1	61,800					3	185,400
眼鏡	3	74,186	1	28,800	2	41,153	6	165,870	6	140,773
補聴器	40	2,057,294	50	2,183,002	37	1,330,987	35	2,418,521	43	1,430,504
義肢	12	3,153,237	7	2,111,624	8	1,964,234	8	2,583,702	11	5,174,169
装具	17	1,197,805	13	1,508,044	27	2,179,486	23	2,026,608	41	2,286,561
車椅子	12	868,170	23	1,792,403	18	2,006,586	32	4,398,553	33	3,835,687
電動車椅子	5	277,213	8	1,354,347	5	193,407	9	2,185,903	8	1,321,439
歩行器			1	103,618			2	147,207	3	306,503
収尿器										
歩行補助杖	1	14,832	2	16,480	2	15,141	1	6,118	4	38,110
座位保持装置等	9	1,808,575	10	741,676	15	2,978,137	16	2,646,242	15	1,703,571
重度意思伝達装置					1	92,400			2	140,080
起立保持具							2	303,300		
合計	100	9,455,794	118	9,910,551	116	10,806,147	137	16,894,385	171	16,571,531

※特例補装具及び修理を含む

※表中符号の「－」は事業実施なし、「」(空白)は該当数値なし

(2) 日常生活用具の交付状況

平成25年度の日常生活用具の交付状況は、件数で789件、金額で9,214,210円となっており、平成21年度と比較して件数で1.4倍、金額で1.5倍の増加となっています。

日常生活用具の交付状況(公費負担額)

単位：件、円

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
視覚障害者用ポータブルレコーダー	1	35,910			1	35,910			2	161,500
点字器	1	7,380					1	6,480		
盲人用時計	2	21,240			2	25,270			3	32,300
点字図書							1	4,950		
盲人用体重計	1	19,000								
盲人用体温計							2	22,300		
透析液加温器									1	51,500
ネブライザー(吸入器)	3	53,055	3	80,445	5	107,848	2	46,500	2	46,305
特殊便器			2	213,000			2	169,200		
入浴補助用具	2	97,060	1	18,900	4	240,581	7	406,070	2	120,334
歩行支援用具										
電気式たん吸引器	7	283,842	5	272,560	8	416,460	2	90,500	5	268,160
聴覚障害用通信装置	1	44,370			2	126,000			2	78,000
聴覚障害者用情報受信装置					1	88,900	1	24,300		
聴覚障害者用屋内信号装置	1	9,431			5	338,050			2	97,600
携帯用会話補助装置										
電磁調理器							1	23,000		
視覚障害者用拡大読書器	2	356,400	2	395,400	2	356,400	5	910,800	3	554,400
重度障害者用意思伝達装置										
ストーマ装具	311	2,787,316	341	2,903,802	413	3,550,933	475	3,965,780	494	4,221,910
特殊寝台	1	149,200	2	308,000	2	308,000	2	308,000	1	154,000
特殊マット	1	19,600	2	39,200	2	39,200				
体位変換器										
頭部保護帽	1	10,944	3	41,040	1	36,750	4	54,720	3	34,710
便器			1	4,450						
情報・通信支援用具	2	180,000	1	100,000						
福祉電話(貸与)	39	78,956	30	60,360	24	50,363	24	50,267	24	50,691
紙おむつ等	173	1,879,200	180	2,055,600	216	2,474,400	218	2,478,000	241	2,740,800
点字ディスプレイ										
人工咽喉	1	63,090	2	126,180			2	133,190		
訓練いす	1	29,790								
T字状・棒状のつえ					1	3,000				
住宅改修費			1	200,000	1	200,000			3	560,000
火災警報器					3	46,500				
移動・移乗支援用具					4	194,900	4	160,600	1	42,000
自立生活支援用具その他	1	45,940								
合計	552	6,171,724	576	6,818,937	697	8,639,465	753	8,854,657	789	9,214,210

※表中符号の「 - 」は事業実施なし、「 」(空白)は該当数値なし

6 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の給付状況

平成25年度の特別障害者手当、障害児福祉手当の給付合計は、受給者数は1,598人、給付総額は32,449,000円となっており、平成21年度と比較して人数で1.5倍、給付総額で1.4倍強となっています。

特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者、給付総額の推移

単位：人、円

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	受給者数	給付総額	受給者数	給付総額	受給者数	給付総額	受給者数	給付総額	受給者数	給付総額
特別障害者手当	611	16,154,840	600	15,864,000	691	18,211,440	747	19,625,420	810	21,222,360
障害児福祉手当	433	6,226,540	496	7,132,480	570	8,172,650	730	10,429,900	788	11,226,640
福祉手当										
合計	1,044	22,381,380	1,096	22,996,480	1,261	26,384,090	1,477	30,055,320	1,598	32,449,000

※表中符号の「—」は事業実施なし、「 」(空白)は該当数値なし



第2章

障害者計画の 基本理念と 施策展開の視点



- 1 基本理念
- 2 基本視点
- 3 基本目標の考え方
- 4 施策の体系

第2章 障害者計画の基本理念と施策展開の視点

障害者基本法第1条に規定されるように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

豊見城市障害者計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

1 基本理念

自分らしく安心して暮らせるまち とみぐすく

2 基本視点

1 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の実施に当たっては、障害者及び障害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。また、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

2 当事者本位の総合的な支援

障害者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

3 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。また、障害に係る市民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

3 基本目標の考え方

1 ライフステージにあわせた切れ目のない支援体制づくり

障害のある市民が、自分らしく安心して暮らすことができるよう、保育、就学、就労、退職等ライフステージごとのニーズの変化に合わせ、関係機関や地域が連携し、一貫した継続性のある支援体制づくりを目指します。

2 日常生活又は社会生活の支援

障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害福祉サービス等の支援を行います。

3 雇用・就労、経済的自立の支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である者には就労継続支援事業所等での工賃が向上するよう、総合的な支援を推進します。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

4 社会参加の支援

障害のある市民が、地域社会の中で、自らの決定に基づき多様な地域生活を営むことができるように、障害理解の促進、教育、余暇活動、アクセシビリティ等の社会参加の支援を推進します。

5 生活環境整備の推進

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、防災・防犯対策等の推進により障害者に配慮したまちづくりを推進します。

6 差別の解消及び権利擁護の推進

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を進めます。

4 施策の体系

基本理念：自分らしく安心して暮らせるまち **とみぐすく**

基本視点：障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

当事者本位の総合的な支援

障害特性等に配慮した支援

基本目標	基本施策
1 ライフステージにあわせた切れ目のない支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援体制の充実 (2) 情報提供体制の充実 (3) 障害重度化・重複化の予防・対応 (4) 医療受診に対する支援の充実 (5) 保健・医療・福祉・教育等との連携体制の充実 (6) 障害福祉サービス事業者等の確保
2 日常生活又は社会生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅サービス等の充実 (2) 障害児支援の充実 (3) サービスの質の向上等 (4) 地域移行・地域定着の推進 (5) 医療費助成の実施 (6) 日常生活用具・補装具等の給付
3 雇用・就労、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者雇用の充実 (2) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (3) 福祉的就労の底上げ (4) 経済的支援の充実
4 社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理解促進・啓発の充実 (2) インクルーシブ教育実施の推進 (3) 文化芸術、スポーツ等の振興 (4) 意思疎通支援の充実 (5) 行政情報のバリアフリー化の促進
5 生活環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者に配慮したまちづくりの推進 (2) 防災対策の推進 (3) 防犯・消費者トラブル防止の推進
6 差別の解消及び権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供 (2) 成年後見制度等の利用促進 (3) 日常生活自立支援事業の利用促進 (4) 障害者の虐待防止及び発見対応

第3章

障害者計画



- 1 ライフステージにあわせた切れ目のない支援体制づくり
- 2 日常生活又は社会生活の支援
- 3 雇用・就労、経済的自立の支援
- 4 社会参加の支援
- 5 生活環境整備の推進
- 6 差別の解消及び権利擁護の推進

第3章 障害者計画

基本目標1：ライフステージにあわせた切れ目のない支援体制づくり

(1) 相談支援体制の充実

現況と課題

障害者相談支援は、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて障害福祉サービス利用の連絡調整その他の必要な支援を行うとともに、虐待防止等の対応を行うこととされています。本市では、市内2か所の指定特定相談支援事業所に相談支援事業を委託し、障害者等からの相談に対応させています。相談支援事業は、障害者等の障害福祉サービス等の利用において最も大切な役割を果たしていることから、相談支援体制を充実させる必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 総合的な相談支援体制の整備

障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

本計画における社会的障壁の除去と合理的配慮の提供に関する取り組みについては、各分野の施策において記載しています。

社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

合理的配慮：障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

2. 支援の必要性に応じた計画相談支援

障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。

3. 相談業務の質の向上と関係機関ネットワークの形成

各種ガイドラインの策定及び普及、各種相談員や障害者相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、福祉保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。

4. 精神障害者の相談体制の構築

精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。

5. 発達障害児・者の支援体制の充実

沖縄県発達障害者支援センター、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携して、発達障害児・者やその家族に対する相談支援や地域生活支援体制の充実を図ります。

6. 障害者の家庭や家族の支援

家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者による相談活動（ピアカウンセリング等）の実施に向けた体制整備を検討します。

7. 障害者虐待に係る相談支援

障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）に基づき、虐待のあった障害者や障害者の養護者に対して相談等の支援を行います。

8. 基幹相談支援センター設置の検討と自立支援協議会の活性化

障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討するとともに、関係機関の連携の緊密化と地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする豊見城市地域自立支援協議会の活性化を図ります。

ピアカウンセリング：同じ障害や問題を抱えた障害者や家族同士がお互いに心理的な支援を行うこと。

(2) 情報提供体制の充実

現況と課題

障害者が住み慣れた地域で安心して生活をしていくためには、悩みごととなっているさまざまな不安要素を取り除くことが必要です。アンケート調査では、悩みごとの相談相手として、「家族や親せき」と「友人・知人」が圧倒的に多くなっています。生活上のさまざまな不安要素を取り除くためには、相談支援による障害福祉の相談だけでなく、健康・子育て・家庭・雇用・人間関係・地域・生活・借金などの多様な悩みごとに、行政が支援できる情報をしっかり提供することが大切なことであると考えられることから、情報提供体制を充実させる必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 行政情報の提供体制の充実

市役所窓口、相談支援事業所、保健師、女性相談員、家庭相談員、自治会、民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じて、行政が支援できる各種情報の提供が行えるよう身近な地域での情報提供体制の充実に努めます。

2. 情報の多様な提供

障害福祉サービスや日常生活に必要な情報を容易に取得することができるよう、市役所窓口で配布する障害福祉ガイドをはじめ、市広報紙、ホームページ等を活用した情報提供など、多様な情報の提供に努めます。

(3) 障害重度化・重複化の予防・対応

現況と課題

障害者手帳所持者のうち、重度とされる身体障害1級・2級、知的障害A1・A2、精神障害1級・2級の所持者の割合が年々高まっています。高齢化等による障害の重度化・重複化の予防を図る観点から、健康診断や保健事業などの様々な機会を活用して、障害の原因となる疾病等の予防を推進することが大切です。

取り組みの方向性と施策

1. 地域医療体制等との連携

障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等との連携を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

2. 障害の原因となる疾病等の予防

障害の原因となる疾病等の予防のために、妊婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療の機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養、障害の早期発見を図ります。

3. 障害の重度化・重複化の予防

糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等を推進します。

4. 疾患等対応に係る連携の促進

疾患、外傷等に対して適切な対応を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市の保健事業等の提供体制に係る連携を促進します。

(4) 医療受診に対する支援の充実

現況と課題

障害者の健康の保持・増進を図るとともに、障害の早期発見と適切な治療や療育による障害軽減を図るため、医療受診に対する支援の充実を図ることが大切です。

取り組みの方向性と施策

1. 医療受診に対する支援の充実

障害者の健康の保持・増進を図るため、保健事業と連携した福祉サービスの提供体制を充実し医療受診に対する支援の充実を図ります。

2. 心の健康づくりの推進

学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、市民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の

早期発見の機会の確保を図ります。

3. 口腔健康の取組の周知

定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組の周知を図ります。

4. 医療保護入院に係る支援

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、医療保護入院に係る支援を行います。

5. 医療観察等に係る支援

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づき、保健業務と連携した福祉サービスの支援を行います。

(5) 保健・医療・福祉・教育等との連携体制の充実

現況と課題

障害者を取り巻く環境や課題は複雑化しており、障害者の抱える問題を解決するためには、より多様な関係機関や当事者との連携を深めていくことが不可欠です。障害者個人の尊厳と意思を第一に、適切かつ効果的な支援を推進する観点から、関連する保健・医療・福祉・教育などの各分野との連携体制を充実させる必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 各種施策との整合性の確保

効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、保健施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

2. 各種施策の合間における支援の担い手に係る検討

障害者にとって切れ目のない継続性のある支援を提供するために、各種施策の合間における支援の担い手が確保できるよう各関係機関の役割等について検討します。

3. 各種関係機関との情報共有

各分野の関係機関やネットワークと問題を抱える障害者の支援に必要な情報を共有し、個人情報取り扱いに留意した適切な支援を行います。

【各分野の関係機関】

市関係部署、市社会福祉協議会、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、県福祉保健所、県総合精神保健福祉センター、県児童相談所、沖縄県社会福祉協議会、沖縄県発達障がい者支援センター、県立総合教育センター、ハローワーク、沖縄障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、日本司法支援センター（法テラス沖縄）、地域生活定着支援センター、保護観察所、各医療機関 など

【各分野の支援を目的とするネットワーク】

市地域自立支援協議会、市要保護児童対策地域協議会、市特別支援教育コーディネーター連絡会、県地域自立支援協議会、警察署相談業務関係機関・団体ネットワーク会議、障害者雇用連絡会議（公共職業安定所） など

(6) 障害福祉サービス事業者等の確保

現況と課題

障害福祉サービス等の利用者の増加に伴い、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの安定的な供給を確保する必要があります。また、障害者の多様な個性や障害特性により求められるサービスの内容にも多様性が求められています。

取り組みの方向性と施策

1. 障害福祉サービス等事業者の確保

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの安定的な供給を確保するため、事業を行う意向のあるサービス提供事業所や企業等の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業所の参入を促進します。

2. 南部圏域のサービス事業者等の利用

障害福祉サービス等の提供を効果的かつ効率的に推進する観点から、沖縄県南部障害福祉保健圏域（沖縄県障害者基本計画：浦添市以南の市町村等）の事業所の利用も視野に入れ、多様な支援が提供できるよう情報収集・情報提供に努めます。

基本目標2：日常生活又は社会生活の支援

(1) 在宅サービス等の充実

現況と課題

障害のある人が地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、必要な支援を受けながら、かけがえのない個人として尊重された日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することが大切です。障害者のさまざまなニーズに適切に対応できるよう、在宅サービス等の支援について量的・質的に充実させる必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 在宅サービスの量的・質的充実（訪問系 介護・日中活動系 介護）

障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

2. 医療的ケアを含む支援の充実

常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、医療的ケアを含む支援について充実を図るとともに、夜間対応や体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を検討します。

3. 訓練系サービスの充実（日中活動系 訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。

4. 地域生活支援の充実

外出のための移動支援、介助者が一時的に介助できない場合のための日中一時支援（障害児医療型含む）、障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援の取組を推進します。

社会資源：生活上のニーズを充足する様々な物資や人材、制度、技能の総称。

5. 居住系サービスの充実(居住系 介護・居住系 訓練)

障害者支援施設について、地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設の一層の小規模化・個室化により入所者の生活の質の向上を図ります。また、グループホーム等の充実を図り、入所者の地域生活(グループホームや一般住宅(居宅での単身生活を含む。)等)への移行を推進します。

(2) 障害児支援の充実

現況と課題

乳幼児期から学校卒業まで、障害児の発達段階に応じて、必要となる障害福祉サービスの支援が異なってくることから、障害児及びその家族が地域で必要な支援を受けながら成長できる体制を充実させる必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 子ども・子育て支援法に基づく支援

障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするための必要な整備を推進します。

2. 保育所・幼稚園における支援の推進

障害児の保育所での受入れを促進するとともに、幼稚園における特別支援教育体制の整備を推進します。

3. 一貫した支援の提供体制の構築

障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を推進します。

4. 障害児サービス等の充実

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障害児の発達段階に応じて、放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。

5. 情報提供や相談支援の充実

障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実に努めます。

(3) サービスの質の向上等

現況と課題

障害者の増加及び障害福祉サービス等の利用者の増加に伴い、障害福祉サービス等の提供事業者も増えていきます。また、障害者の多様な個性や障害特性に応じるサービスを提供する事業者も増えてきました。

障害者が個々の必要に応える事業所を選択できる環境は大切なことですが、事業者毎にサービスの質にばらつき等が生じることも懸念されます。障害者一人ひとりが適切なサービスを受けることができるよう、サービスの質の向上を促進させる必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 障害福祉サービス等事業者の指導

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等を提供する者に対し必要な指導を行います。

2. 障害福祉サービス等事業者の苦情解決の推進

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努めます。

3. 障害者の意思決定に配慮した相談支援

知的障害者又は精神障害者（発達障害者を含む。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定に配慮した情報提供等の必要な相談支援を行います。

第三者評価：福祉サービスの質の向上を図るためサービス等の事業内容を公正・中立な第三者機関が専門的・客観的に評価する制度。

4. グループホームの整備推進と事業所指定の促進

障害者が自らの決定に基づき社会に参加することを支援するために、障害者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進するとともに、その利用の促進を図ります。また、指定の無いグループホーム等については、運営実態に注視するとともに、障害福祉サービス事業所の指定を促します。

5. 地域間におけるサービスの格差の均てん

障害福祉サービスの提供に当たっては、県内他市町村の実施状況等を確認の上、地域間におけるサービスの格差について均てんが図られるよう検討を行います。

6. 難病や特定疾患等の特性に対する配慮

難病患者等や小児慢性特定疾患児等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病や特定疾患等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施できるよう配慮します。

(4) 地域移行・地域定着の推進

現況と課題

障害者支援施設等に入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者等が地域生活に移行するために必要な支援を行う必要があります。

単身生活に移行した障害者等に対する緊急時等の支援体制が整備できていないため、緊急の事態等に対応できる支援方策について検討する必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 地域移行支援体制の整備

いわゆる社会的入院の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）に対応し、精神障害者が地域で生活できるように、精神科デイケア、精神科医療等と連携し、居宅介護など訪問系サービスやグループホームなどの提供体制の整備を図ります。

2. 地域定着支援体制の検討

施設・病院等からの退所・退院や同居の家族等が障害、疾病等のために一人暮らしに移行した障害者等に対する緊急時等の支援体制について検討します。

(5) 医療費助成の実施

現況と課題

障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療（公費負担医療）について自立支援医療費を助成しています。

また、重度心身障害者の福祉の増進を図るために行われる医療について重度心身障害者医療費を助成しています。

取り組みの方向性と施策

1. 自立支援医療費助成（更生・育成・精神通院（事務のみ））

障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の一部を助成します。

2. 重度心身障害者医療費助成

重度心身障害者の福祉の増進を図るために行われる医療について、医療費の一部を助成します。

(6) 日常生活用具・補装具等の給付

現況と課題

日常生活用具は、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として給付されます。また、補装具は、日常生活や社会生活（職業生活）の便宜を図るために、その援護として失われた身体機能を補うことを目的として給付されます。本市では、利用者の費用負担が一時的に大きくならないよう、代理受領方式により給付を行っています。

取り組みの方向性と施策

1. 日常生活用具及び補装具等の給付

日常生活用具及び補装具の購入又は修理に要する費用の一部を支給します。

2. 福祉用具に関する情報提供の推進

情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築により、福祉用具に関する情報の提供を推進します。

基本目標 3：雇用・就労、経済的自立の支援

(1) 障害者雇用の充実

現況と課題

障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう障害者雇用の充実させる必要があります。

また、アンケート調査では、障害者の就労支援として必要なこととして、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が上位にあげられています。障害者の就労には、職場での障害者理解が不可欠です。

取り組みの方向性と施策

1. 障害者雇用促進の周知

障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率制度を中心に、障害者雇用の促進について周知を図ります。また、平成25年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化（平成30年4月施行）されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進についても周知を図ります。

2. 障害者雇用率の維持

地方公共団体は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、法定雇用率の達成を継続できるよう配慮します。

3. ハローワーク専門援助の活用の周知

障害者の就労について専門的な支援を行うハローワーク専門援助部門の積極的な活用について周知を図り、障害者・事業者の相互理解に基づく雇用促進を進めます。

4. 障害者の就労環境における理解と配慮

障害者が職場において能力を十分に発揮するためには、就労先における障害特性の理解と障害に応じた配慮が不可欠です。障害者の就労環境を整えるために、障害に関する理解啓発を推進します。

(2) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

現況と課題

就労移行支援は、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき行われる、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援です。障害者の希望や適性に即した就労訓練等が行われることが望まれることから、障害者が就労を望む業種や職種の訓練ができる実習先の開拓を指導し、より効果的な支援の提供を目指すことが大切です。

取り組みの方向性と施策

1. 就労移行支援事業所等における一般就労の促進

就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を指導するとともに、障害者の希望や適性に即した就労を促進するために、実習先の開拓を指導します。

2. 多様な就労訓練の提供

障害者の希望や障害特性に即した就労訓練や多様な支援が提供できるよう情報収集・情報提供に努めます。

3. 円滑な職場復帰と雇用の安定

採用後に障害を有することとなった者についても、円滑な職場復帰や雇用の安定につながる相談支援に努めます。

4. 就労移行支援事業所等に係る優先調達等の推進

障害者優先調達推進法（平成24年法律第50号）に基づき、就労移行支援事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進するとともに、受注機会の増大が図れるよう物品のピーアール等の各種支援に努めます。

(3) 福祉的就労の底上げ

現況と課題

障害者の希望や障害特性に即した就労訓練や多様な活動機会の提供ができるよう情報収集・情報提供に努めることが大切です。

取り組みの方向性と施策

1. 多様な活動機会の提供

障害者の希望や障害特性に即した就労訓練や多様な活動機会の提供ができるよう情報収集・情報提供に努めます。

2. 就労継続支援事業所等に係る優先調達等の推進

障害者優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進するとともに、受注機会の増大が図れるよう物品のピーアール等の各種支援に努めます。

(4) 経済的支援の充実

現況と課題

アンケート調査では、地域で生活するために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」が23.1%で最も高くなっています。障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、就労訓練施策の支援と併せて、年金や諸手当の支給に係る情報や各種の税制上の優遇措置の情報を提供し、経済的自立を支援することが大切です。

取り組みの方向性と施策

1. 経済的支援制度の周知

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する就労訓練施策の支援と併せて、年金や諸手当の支給に係る情報や各種税制上の優遇措置の情報を提供し、経済的自立を支援します。また、受給資格を有する障害者が、制度の不知・無理解により、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知を図ります。

国民年金障害基礎年金 市民税所得控除 軽自動車税減免

【各種障害年金 所得税 相続税 個人事業税 自動車税・自動車取得税減免】

2. 特別障害者手当等の給付

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づき、特別児童扶養手当（児童家庭課）、障害児福祉手当及び特別障害者手当を給付します。

障害年金：国民年金法、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法等の年金各法に基づく障害を支給事由とする年金給付をいう。障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。

3. 自動車運転免許取得・改造費用の助成

障害者等の自立生活及び社会参加で必要となる自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

4. 各種利用料等の減免制度の周知

有料道路通行料割引、NHK放送受信料減免、旅客運賃割引等の各種利用料等に対する割引・減免等の制度の周知を図ります。

基本目標 4：社会参加の支援

(1) 理解促進・啓発の充実

現況と課題

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の平成23年8月の改正により「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念が改めて確認されました。

アンケート調査では、障害のある人もない人も共に支えあう環境をつくるために必要なこととして、「障害者理解に係る広報」が31.3%と最も多い回答となっています。

障害についての正しい理解を促し、障害のある市民に対する偏見や差別意識を取り除くための周知・意識啓発を進めると同時に、すべての市民はかけがえのない個人として尊重される存在であることを再確認していく必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 障害者等の理解促進・啓発

障害者施策は幅広く市民の理解を得ながら進めていくことが重要です。障害者等の理解を深めるリーフレット、広報紙、市ホームページ掲載などにより市民への働きかけを強化します。特に障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における啓発活動を強化します。

障害者週間：国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された週間。

2. 自発的活動の支援

特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害者も含む多様な主体による障害者のための自発的な取り組みを促進するため、交流会や講演会等の活動を支援します。

3. 「心のバリアフリー」の推進

障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

4. 障害特性や必要な配慮等の理解促進

障害及び障害者に対する市民の理解を促進するための取組を推進します。とりわけ、より一層の市民の理解が必要な知的障害、精神障害、発達障害、難病、視覚障害、聴覚障害、高次脳機能障害等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。

5. 障害者設備等への配慮促進

障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等の円滑な利活用に必要な市民の配慮の促進について周知を図ります。

6. 障害者マーク等の普及と理解促進

障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、市民に対する情報提供を行い、その普及と理解促進について周知を図ります。

7. 地域における障害者交流の促進

障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解と認識を促進するとともに、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流を促進します。



(2) インクルーシブ教育実施の推進

現況と課題

児童・生徒の教育においては、精神的・身体的能力を最大限に伸ばすとともに、社会参加の可能性が促される必要があります。また、障害児は必要な支援を受けながら、分け隔てられることないかけがえのない個人として尊重されながら成長できる環境が提供されることが大切です。

また、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が互いを理解し、共に成長することのできる教育を受けることが求められています。

取り組みの方向性と施策

1. インクルーシブ教育の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズや就学先決定に係る必要な支援について合意形成を行うことを原則とする教育を促進します。

2. 合理的配慮と連続性のある支援

合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導と十分な教育が提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連携による「多様な学びの場」の充実を図ります。

インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（障害者権利条約第24条）。

(3) 文化芸術、スポーツ等の振興

現況と課題

文化芸術活動や創作活動は、障害の有無に関わらず、人生の生きがいに通じるものです。また、障害者がスポーツ、レクリエーションに親しむことは、社会参加の手段の一つであるとともに、健康や体力の保持増進と心のリフレッシュの向上につながります。

文化芸術活動、創作活動、スポーツ、レクリエーション等は生活の質を向上し、自立生活に大きく寄与することを踏まえ、障害者が文化芸術、スポーツ等の活動を行うことができる環境づくりに取り組むことが大切です。

取り組みの方向性と施策

1. 芸術活動や創作活動の推進

障害者の文化芸術活動や創作活動の推進を通して、社会交流の機会や生きがいの創出に努めます。

2. 発表の場の創出

各種団体における障害者の日頃の文化的活動の成果発表の場の創出に努めます。

3. スポーツやレクリエーション活動の推進

障害者スポーツを推進するとともに、スポーツやレクリエーション活動を身近に親しむことができるよう参加機会の創出に努めます。

(4) 意思疎通支援の充実

現況と課題

障害者が住み慣れた地域で安心して生活をしていくために、医療受診や各種相談等の大切な場面において、正確な意思疎通ができるよう支援を充実させる必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. コミュニケーション支援の充実

障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣による支援を行うとともに、手話奉仕員の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。

(5) 行政情報のバリアフリー化の促進

現況と課題

障害者が行政情報の入手や行政サービスの利用に当たり適切な配慮を受けられるよう、行政職員自らが障害への理解を深め、合理的配慮を実践する必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 行政機関における社会的障壁の除去

窓口等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

2. 行政機関における障害者配慮の徹底

行政機関の職員等の障害者に関する理解を促進し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。

3. 利用しやすさに配慮した情報提供

行政情報の提供等に当たっては、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した市広報紙の配布やホームページを公開する等、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

4. 障害者に配慮した投票環境の向上

移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。

基本目標 5：生活環境整備の推進

(1) 障害者に配慮したまちづくりの推進

現況と課題

障害のある市民が住み慣れた地域の中で活動の場を広げるには、障害者に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

アンケート調査では、障害者の外出時に困ることに「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」が挙げられており、改善すべき公共施設等があると考えられます。

取り組みの方向性と施策

1. 障害者の住宅改修に対する支援

障害者の行うバリアフリー改修等を促進し、日常生活用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。

2. 障害者に配慮した移動手段の検討

従来の公共交通機関を利用できない障害者に対し、個々の障害特性や経済的負担に配慮した移動手段の整備について検討します。

3. 障害者に配慮した庁舎の建設

新庁舎建設にあたり、窓口業務を行う部署については、高齢者・障害者に配慮した設計等による整備を推進します。

4. 障害者に配慮した公共施設等の整備

公共施設等を新たに整備する際にはバリアフリー対応について検討するとともに、既存の公営施設等のバリアフリー化改修を促進できるように基盤整備部局と連携して障害者に対する取組を推進します。

(2) 防災対策の推進

現況と課題

障害者が地域社会において、安全・安心して生活できるよう、防災対策を推進する必要があります。

アンケート調査では、災害時に一人で避難できるかの設問に「できない」及び「わからない」とする回答が53.4%となっています。また、災害時に近所に助けてくれる人がいるかの設問では「いない」及び「わからない」とする回答が75.3%となっていて、災害時における支援が必要とする回答の割合が高くなっています。

取り組みの方向性と施策

1. 避難行動要支援者個別計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正に伴い策定・改訂される市災害時避難行動要支援プラン（全体計画）及び地域防災計画に基づき自力避難の困難な障害者等の避難行動要支援者名簿を作成するとともに、障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下、避難行動要支援者個別計画の策定に努めます。

2. 避難所等における支援体制整備の検討

避難所等のバリアフリー化の検討を関係部局に働きかけるとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を検討します。

3. 災害発生後の支援体制整備の検討

災害発生後にも継続して福祉・医療サービスが受けることができるよう、社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成を検討します。

(3) 防犯・消費者トラブル防止の推進

現況と課題

障害者が地域社会において、安全・安心して生活できるよう、犯罪被害や消費者被害の防止に努める必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 犯罪被害の防止

警察と地域の障害者団体、福祉施設、各種行政機関等との連携の促進等により、犯罪被害の防止に努めます。

2. 消費者被害の防止

消費者トラブルに関する情報を収集し、障害者が振込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害に遭わないよう積極的な発信を行います。

基本目標 6：差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供

現況と課題

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供

平成28年4月の障害者差別解消法（平成25年法律第65号）の施行に伴い規定される基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、合理的配慮の提供に係る啓発・広報を推進します。

(2) 成年後見制度等の利用促進

現況と課題

知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分であるため、財産の管理や身の回りのことができないなど、地域での生活が困難な事例がみられます。障害者の権利擁護のために、成年後見制度等の利用促進を図る必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 成年後見制度の利用促進

知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な者に対する成年後見制度の適正な利用を促進するため、親族等がないことにより利用が困難な障害者を支援するとともに、平成21年度から法人後見事業を実施している豊見城市社会福祉協議会に対し、人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

(3) 日常生活自立支援事業の利用促進

現況と課題

知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により日常的金銭管理能力が不十分な在宅の障害者や障害福祉施設等に入所する障害者の権利擁護のために、日常生活自立支援制度の利用促進を図るとともに、施設等における金銭管理援助の適正処理を求める必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 日常生活自立支援制度（社会福祉協議会）の利用促進

知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により日常的金銭管理能力が不十分な在宅の障害者に対して日常生活自立支援制度の利用を促進します。

2. 利用者預り金の管理の徹底

障害福祉施設等における日常生活費等の金銭管理の援助については、施設毎に定められる利用者預り金等運営規定に基づいた適正な管理を求めます。

(4) 障害者の虐待防止及び発見対応

現況と課題

障害者に対する虐待は、障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要なことです。平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」に基づき、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者の保護と支援、養護者に対する支援などを行う必要があります。

取り組みの方向性と施策

1. 養護者による障害者虐待の防止と支援

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び障害者や養護者に対する適切な支援を行います。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

障害者虐待防止法および関係各法の適切な運用を通じ、障害者福祉施設における障害者虐待の防止、障害者の支援、施設に対する適切な権限の行使等を行います。

3. 使用者による障害者虐待の防止と対応

障害者虐待防止法および関係各法の適切な運用を通じ、使用者による障害者虐待の防止、対応窓口となる県及び労働局に対する通知等を行います。



第4章

第4期障害福祉計画



- 1 平成29年度までの成果目標値の設定
- 2 障害福祉サービスの見込み量
- 3 地域生活支援事業の見込み量

第4章 第4期障害福祉計画

1 平成29年度までの成果目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行し、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減する。

【豊見城市の考え方】

生活介護、自立訓練（機能訓練）や共同生活援助等の日中活動系サービスの充実により、障害者入所施設等から地域生活への移行に対応できるようにします。

【成果目標値の設定】

事 項	数 値		備 考
施設入所者数 (A)	50人		平成25年度末現在
目標年度施設入所者数 (B)	48人		平成29年度末の見込み
削減見込み目標値 (C)	2人	4%	$C = A - B = E - D$
新規入所者数 (D)	2人		平成27～29年度末までの見込
退所者数 (E)	4人		平成27～30年度末までの見込
地域移行目標数 (F)	2人	4%	(E)のうち、地域移行目標者

(2) 精神障害者の地域生活への移行

【国の基本指針】

精神科病院からの退院に関する目標値を以下のように設定する。

- ①入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- ②1年未満入院者の退院率の上昇
- ③在院期間1年以上の長期在院者数の減少

【豊見城市の考え方】

沖縄県において、県域の目標値を設定する予定となっているので、市における目標値は設定しない。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

【豊見城市の考え方】

沖縄県において、県内圏域毎の整備を検討する予定となっているので、市における整備目標は設定しない。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じた一般就労移行に関する目標値を以下のように設定するとしています。

- ① 平成29年度中に福祉施設（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練））から一般就労に移行する者を平成24年度実績の2倍以上とする
- ② 就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者から6割以上増加する
- ③ 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

【豊見城市の考え方】

就労移行支援事業所に対し実習先開拓を指導するとともに、障害者の希望や適性に則した就労を促進する支援体制の充実を図ります。

【成果目標値の設定】

事 項	数 値	備 考
福祉施設から一般就労への移行者数		
平成24年度年間	10人	
平成29年度年間(目標年度)	14人	1.4倍 平成29年度の見込み
就労移行支援事業の利用者数		
平成25年度末	24人	
平成29年度末(目標年度)	34人	4割増 平成29年度末の見込み
就労移行支援事業所の就労移行率		
事業所数		
平成25年度末	3箇所	
平成29年度末(目標年度)	3箇所	平成29年度末の見込み
就労移行率が3割以上の事業所		
平成25年度末	0箇所	
平成29年度末(目標年度)	2箇所	6.6割 平成29年度末の見込み

2 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めるものとしています。

【豊見城市の考え方】

事業所の数、種類とも限られていることから、新規事業者等の参入促進に努めるとともに、南部圏域の事業所の利用も視野に入れ、多様なサービスが提供できるよう情報収集・情報提供に努めます。また、利用者及び関連する事業所に対して制度の内容や利用方法について周知を進めます。

【障害福祉サービスの見込み量】

サービス種別	活動指標	単位	第3期			第4期			実施に関する考え方
			実績	実績	見込	見込み量			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
居宅介護 (乗降介助除く)	利用者数	人	53	59	64	70	77	84	介護保険サービスとの併給についても調整を図る
	利用量	時間	840	951	1,046	1,150	1,265	1,391	
重度訪問介護	利用者数	人	1	1	1	1	1	1	利用者や事業所に対して制度内容や利用方法について周知する
	利用量	時間	18	44	74	125	211	356	
行動援護	利用者数	人	8	10	11	12	13	14	移動支援等のサービスとの調整を図り支給決定に配慮する
	利用量	時間	110	115	127	140	155	172	
同行援護	利用者数	人	8	7	7	7	7	7	利用者や事業所に対して制度の内容や利用方法について周知する
	利用量	時間	162	150	125	125	125	125	
重度障害者等包括支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	対象者に制度の周知を進め今後の利用状況を見守る
	利用量	時間	0	0	0	0	0	0	

※障害福祉サービスの実績及び見込は各年度の3月分の月間利用数を用いています

(2) 日中活動系サービス

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、地域移行者数、特別支援学校卒業生数等の今後の見通し等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めるものとしています。

【豊見城市の考え方】

事業所の数、種類とも限られていることから、新規事業者等の参入促進に努めるとともに、南部圏域の事業所の利用も視野に入れ、多様なサービスが提供できるよう情報収集・情報提供に努めます。また、利用者及び関連する事業所に対して制度の内容や利用方法について周知を進めます。

【障害福祉サービスの見込み量】

サービス種別	活動指標	単位	第3期			第4期			実施に関する考え方
			実績	実績	見込	見込み量			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
生活介護	利用者数	人	104	101	92	96	100	104	利用者の個性にあった事業所の選択の幅を広げる
	利用量	人日	2,081	2,026	1,799	1,877	1,955	2,034	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	1	6	2	3	4	5	利用者や関連事業所に対して制度の内容や利用方法について周知
	利用量	人日	9	74	31	47	62	78	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	3	13	17	18	19	20	利用者や関連事業所に対して制度の内容や利用方法について周知
	利用量	人日	53	231	302	320	338	355	
就労移行支援	利用者数	人	22	24	26	28	31	34	就労に向けた支援や訓練の内容等、サービス内容の質について指導や確認を行う
	利用量	人日	372	403	447	496	550	610	
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	25	25	26	27	28	29	多様な志向に対応できるよう情報収集・情報提供に努める
	利用量	人日	448	468	488	508	528	548	

※障害福祉サービスの実績及び見込は各年度の3月分の月間利用数を用いています

【障害福祉サービスの見込み量】(つづき)

サービス種別	活動指標	単位	第3期			第4期			実施に関する考え方
			実績	実績	見込	見込み量			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
就労継続支援(B型)	利用者数	人	117	133	148	163	178	193	多様な志向に対応できるよう事業所運営や支援内容に一層の工夫を求める
	利用量	人日	2,055	2,318	2,581	2,844	3,107	3,370	
短期入所(福祉型)	利用者数	人	19	22	26	31	35	40	レスパイト、介助者入院等の多様なニーズに対応できるよう体制を整備する
	利用量	人日	132	166	200	234	268	302	
療養介護	利用者数	人	17	16	11	11	11	11	利用者の状況に応じた対応ができるよう施設との連携・調整に努める

※障害福祉サービスの実績及び見込は各年度の3月分の月間利用数を用いています

3) 居住系サービス・相談支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、地域移行等の利用が見込まれる者、真に施設入所が必要と判断とされる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めるものとしています。

【豊見城市の考え方】

事業所の数、種類とも限られていることから、新規事業者等の参入促進に努めるとともに、南部圏域の事業所の利用も視野に入れ、多様なサービスが提供できるよう情報収集・情報提供に努めます。また、利用者及び関連する事業所に対して制度の内容や利用方法について周知を進めます。

【障害福祉サービスの見込み量】

サービス種別	活動指標	単位	第3期			第4期			実施に関する考え方
			実績	実績	見込	見込み量			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
共同生活援助 (GH)	利用者数	人	24	29	43	50	57	64	介助者の高齢化等や地域移行の受入先として設置促進に努める
共同生活介護 (CH)	利用者数	人	3	9	—	—	—	—	平成26年度から共同生活援助に一元化
施設入所支援	利用者数	人	55	50	49	49	48	48	介助者や障害者の状況に応じた適切な対応に努める
計画相談支援	利用者数	人	2	9	25	57	68	81	相談支援に係る課題の共有等、相談の受入体制、支援体制を検討する
地域移行支援	利用者数	人	0	0	0	1	0	1	施設退所者等の動向を見守り必要に応じた対応に努める
地域定着支援	利用者数	人	0	0	0	1	0	1	単身生活の障害者支援に対応できるよう体制づくりを検討する

※障害福祉サービスの実績及び見込は各年度の3月分の月間利用数を用いています

(4) 障害児サービス

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを定めるものとしています。

【豊見城市の考え方】

事業所の数、種類とも限られていることから、新規事業者等の参入促進に努めるとともに、南部圏域の事業所の利用も視野に入れ、多様なサービス

が提供できるよう情報収集・情報提供に努めます。また、利用者及び関連する事業所に対して制度の内容や利用方法について周知を進めます。

【障害福祉サービスの見込み量】

サービス種別	活動指標	単位	第3期			第4期			実施に関する考え方
			実績	実績	見込	見込み量			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
児童発達支援	利用者数	人	23	32	33	36	39	42	適正な運用が図られるよう関係機関との連絡調整を図る
	利用量	人日	337	375	393	436	481	529	
医療型児童発達支援	利用者数	人	2	2	2	3	4	5	利用者の状況に応じた対応ができるよう施設との連携・調整に努める
	利用量	人日	28	16	22	33	44	55	
放課後等デイサービス	利用者数	人	61	70	74	79	84	89	適正な運用が図られるよう関係機関との連絡調整を図る
	利用量	人日	982	1,138	1,217	1,302	1,393	1,490	
保育所等訪問支援	利用者数	人	—	—	—	—	—	—	今後の利用状況を見守るとともに提供体制について検討する
	利用量	人日	—	—	—	—	—	—	
障害児相談支援	利用者数	人	0	2	6	15	18	21	相談支援に係る課題の共有等、相談の受入体制、支援体制を検討する

※障害福祉サービスの実績及び見込は各年度の3月分の月間利用数を用いています

3 地域生活支援事業の見込み量

【国の基本指針】

市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することとしています。

【豊見城市の考え方】

障害者等の福祉の増進を図るとともに、市民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指した事業展開を進めます。

【地域生活支援事業の見込み量】

事業種別		第3期			第4期			実施に関する考え方	
		実績	実績	見込	見込み量				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
理解促進研修・啓発事業		—	実施	実施	実施	実施	実施	障害等理解啓発のパンフレット等の配布	
自発的活動支援事業	箇所	—	3	3	3	3	3	障害者等による自発的な取り組み(事業)を支援	
相談支援事業	障害者相談支援	箇所	2	2	2	2	2	相談支援、協議会運営等について課題を共有し、相談受入や支援体制を検討する	
	相談支援機能強化	人数	10,334	8,652	8,652	8,652	11,652		14,652
	住宅入居等支援	人数	0	3	3	3	3		3
成年後見制度利用支援事業	人数	1	0	2	2	2	2	必要に応じた対応を図る	
成年後見制度法人後見支援事業		—	—	—	—	実施	実施	平成21年4月から法人後見事業を実施する豊見城市社会福祉協議会に対し研修等の支援を行う	

※地域生活支援事業の実績及び見込は年度の延利用者数を用いています
ただし、移動支援事業と日中一時支援事業は年度の実利用者数を用いています

【地域生活支援事業の見込み量】(つづき)

事業種別			第3期			第4期			実施に関する考え方
			実績	実績	見込	見込み量			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置	箇所	—	—	—	—	—	全県的に手話通訳者派遣を実施する沖縄県身体障害者福祉協会に委託して、必要に応じた派遣を実施する	
	手話通訳者・要約筆記派遣	人数	43	45	45	45	45		
日常生活用具給付等事業	介護・訓練		2	1	3	3	3	日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため日常生活用具の給付を行う	
	自立生活支援		18	8	15	15	15		
	在宅療養等支援		6	8	9	9	9		
	情報・意思疎通支援		34	34	30	30	30		
	排泄管理支援		693	735	786	841	899		
	居宅生活動作補助(住宅改修)		0	3	2	2	2		
手話奉仕員養成研修事業			実施	実施	実施	実施	実施	実施	厚労省カリキュラム準拠
障害者虐待防止対策事業			実施	実施	実施	実施	実施	実施	障害者虐待防止法の対応
自動車運転免許取得・改造助成事業			—	—	—	実施	実施	実施	予算の範囲内で助成
移動支援事業	人数		15	25	25	25	25	障害福祉サービスとの調整を図る	
	時間数		1,052	1,567	1,593	1,624	1,656		1,678

※地域生活支援事業の実績及び見込は年度の延利用者数を用いています
ただし、移動支援事業と日中一時支援事業は年度の実利用者数を用いています

【地域生活支援事業の見込み量】(つづき)

事業種別		第3期			第4期			実施に関する考え方
		実績	実績	見込	見込み量			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1	障害者の日中活動の場として、多様な個性に対応する
	人数	2,086	2,695	1,839	2,000	2,200	2,500	
日中一時支援事業	箇所	12	19	20	21	22	23	障害福祉サービスとの調整を図る
	人数	40	48	52	56	61	66	
生活サポート事業	人数	0	0	—	—	—	—	平成26年度より事業廃止

※地域生活支援事業の実績及び見込は年度の延利用者数を用いています
 ただし、移動支援事業と日中一時支援事業は年度の実利用者数を用いています



トマジロー

豊見城産トマトイメージキャラクター



豊見城産マンゴーイメージキャラクター

アゴマゴちゃん

資料編



1. 豊見城市障害者の暮らしにかかわるアンケート調査結果の概要
2. 計画策定の経緯
3. 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿
4. 豊見城市障害者施策推進協議会規則
5. 障害者施策推進協議会への諮問文
6. 障害者施策推進協議会からの答申文

1. 豊見城市障害者の暮らしにかかわるアンケート調査結果の概要

1 アンケート調査の目的

本調査は、「豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画」の基礎資料とすることを目的に実施しました。

2 調査の実施方法

(1) 調査の対象者

豊見城市全域の住民基本台帳（H26.9.30現在 61,426名）から無作為に抽出した400名を対象としました。

(2) 調査方法

調査対象者に対して、郵送によるアンケート調査票の配布・回収を行いました。

(3) 調査期間

調査の実施期間は、平成26年10月15日から10月27日としました。

3 調査票の回収状況

配布数	回収数	回収率
400	113	28.2%

4 アンケート調査結果のまとめ（主な内容）

(1) 暮らしの状況

- 現在どのように暮らしているかの設問では、「家族と暮らしている」が87.1%、「入院・福祉施設等」が5.4%、「一人暮らし」が6.5%となっています。
- 日常生活で一部介助または全部介助が必要と答えた方は、54.3%となっています。
- 介助が必要な方の介助者は、「父母・祖父母・兄弟」が41.2%、「配偶者」が21.6%、「ヘルパーなど」が19.6%となっています。

- 特に中心になって介助してくれる家族の方の年齢層は、「65歳以上」が38.9%、「50～59歳」が30.6%、「60～64歳」が19.4%となっています。
- 特に中心になって介助してくれる家族の方の性別は、「女性」が56.4%、「男性」が43.6%となっています。
- 入院・福祉施設で暮らしている方の将来の希望としては、「今のまま生活したい」と「家族と一緒に暮らしたい」が同数で上位にあげられています。

(2) 日中活動の状況

- 平日の日中の過ごし方についての設問では、「自宅で過ごす」が34.1%、「会社など収入を得る仕事」が18.2%、「専業主婦(夫)」と「福祉施設・作業所など」が共に12.5%となっています。
- 1週間にどの程度外出するかの設問では、「1週間に数回外出する」が51.6%、「毎日外出する」が34.4%となっています。
- 外出の目的としては、「受診」と「買い物」が共に23.7%、「通勤・通学・通所」が12.5%となっています。
- 外出時に困ることとして、「道路や駅に階段や段差が多い」と「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」が上位にあげられています。

(3) 就労の状況

- 就労や就学をしていない18～64歳の障害者は、44.3%となっています。
- 就労や就学をしていない理由についての設問では、「障害が重たい、または病弱のため」が30.8%、「自分に合う仕事がない」が18.0%となっています。
- 就労や就学をしていない障害者のうち、「今後、収入を得る仕事をしたい」と考えている方は46.5%となっています。
- 障害者の就労支援として必要なこととして、「職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が上位にあげられています。

(4) 住み慣れた地域で安心して生活をしてするために

- 悩みごとや困ったことの相談相手は、「家族や親せき」が40.2%、「友人・知人」が17.7%となっています。
- 障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手方法については、「本・新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が20.6%、「広報とみぐすく」と「家族・親せき・友人・知人」が共に16.2%となっています。
- 地域で生活するために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」と「相談対応等の充実」が上位にあげられています。

(5) 障害のある人もない人も共に支えあう環境をつくるために

- 障害のある人もない人も共に支えあう環境をつくるために必要なことについての設問では、「障害者理解に係る広報」が31.3%、「身近な場所での相談体制の強化」が20.3%となっています。
- 成年後見制度についての設問では、「名前も知らない」が41.3%、「名前を聞いたことはあるが内容は知らない」が27.5%となっています。

(6) 災害時の避難について

- 災害時に一人で避難ができるかの設問では、「できない」が27.3%、「わからない」が26.1%となっています。
- 災害時に近所に助けてくれる人がいるかの設問では、「わからない」が41.2%、「いない」が34.1%となっています。
- 災害時に困ることとして、「発生時に迅速に避難することができない」「避難時の設備や生活環境が不安」「避難時に投薬や治療が受けられない」が上位にあげられています。

5 アンケート調査の自由意見(主なもの)

障害者にもっと理解のある社会をつかってほしい。

- 交通(バス)などノンステップのバスが少ない
- 公共施設など階段がほとんどで高齢者・身体障害者対策がまだまだ。

(本人ではなく家族より)
現在、高次脳機能障害のため、リハビリとデイケアに通っているが、場所が沖縄市のため、豊見城から通うには遠く、送迎にも苦労している。

お金は、欲しいけど、仕事なし。年齢で体が進まない。病氣有り。4級では年金だけでは苦しい生活です。薬はずっと続けて飲んでいきます。今後の生活が不安。

4年前に人工肛門の手術を行い、ストーマを利用してきます。障害年金ですごく助かっています。ありがとうございます。

障害が分かったとき、どこへ相談し、何の支援が受けられるのかまったくわからずとても困りました。相談窓口を明確にし、障害をもった子が平等に支援を受けられる体制を整えてほしいと思います。

障害者の立場に寄り添ったサービス・行政施策の実施が望まれる

いつも協力くださりありがとうございます。介助者の高齢化、本人の機能の低下など不安だらけですが、毎日一生懸命生きています。福祉に光が当たるようこれからも配慮して下さるよう、お願いします。生きにくい世の中にならないように！

知的障害者自身では、どのように困っているのが理解できてないので、行政特に障害福祉サービスに携わる方々が、障害者の身になって対応して欲しいと思う。
そして、地域福祉が発展して、健常者と障害者があたりまえに普通に暮らしている社会(差別がない社会)であってほしいと願っています。

2. 計画策定の経緯

年 月 日	経 緯	調査・意見・調整
		第4期障害福祉計画策定に係る 沖縄県ヒアリング H26.9.3
		福祉に関するアンケート調査 H26.10.15～10.27
平成26年11月17日	第1回 策定委員会（委嘱・諮問）	
		豊見城市地域自立支援協議会 意見照会 H26.11.26
12月3日	第2回 策定委員会	
		第1回障害計画検討専門部会 （自立支援協議会） H26.12.4
		第2回障害計画検討専門部会 （自立支援協議会） H26.12.15
12月24日	第3回 策定委員会	
		市関係14課 意見照会 H26.12.8～H27.1.6
		豊見城市地域自立支援協議会 意見提出 H27.1.5
平成27年1月13日	第4回 策定委員会	
1月29日	第5回 策定委員会	
		市関係23課 意見照会 H27.1.27～2.4
2月9日	答 申	

3. 豊見城市障害者施策推進協議会委員名簿

任期 平成26年11月17日～平成28年11月16日

構成	氏名	所属職名	備考
第1号委員	平田 永哲	琉球大学名誉教授 社会福祉法人 とよみ福祉会 理事長	副委員長
第1号委員	久保田 和枝	沖縄県立西崎特別支援学校 校長	
第2号委員	安里 京子	豊見城市身体障害者福祉協会 前会長	
第3号委員	外間 美代子	豊見城市手をつなぐ育成会 会計	
第3号委員	大城 良和	豊見城市社会福祉協議会 事務局長	委員長
第3号委員	當間 正秀	特定非営利活動法人 ゆい・ハート福祉会 代表理事	
第3号委員	横山 公一	社会福祉法人 まつみ福祉会 第三事業部 事務課長	
第3号委員	石垣 春美	特定非営利活動法人 ちいろば会 障害者就労支援センターちいろば 所長	
第3号委員	田中 望江	医療法人 フェニックス 博愛病院 精神保健福祉士	
第4号委員	當間 清美	沖縄県南部福祉保健所 地域福祉班長	

4. 豊見城市障害者施策推進協議会規則

平成16年12月28日規則第26号
最終改正 平成20年3月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市の障害者施策推進に関し必要な事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第7条 委員長は、協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障がい・長寿課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）の施行の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

5. 障害者施策推進協議会への諮問文



豊福障 第 2908号

平成26年11月17日

豊見城市障害者施策推進協議会

豊見城市長 宜保 晴 毅



諮 問

豊見城市障害者施策推進協議会規則第2条に基づき、下記事項についてご審議をお願いいたします。

記

諮問事項：豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画の策定について

6. 障害者施策推進協議会からの答申文



平成27年2月9日

豊見城市長 宜保晴毅 殿

豊見城市障害者施策推進協議会
委員長 大城良和



豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画について（答申）

平成26年11月17日付、豊福障第2908号により諮問のあった「豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画」について、慎重に審議を行った結果、別添のとおり結論を得たので答申します。

豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画

平成27年3月

豊見城市 福祉部 障がい・長寿課

〒901-0292 沖縄県豊見城市字翁長 854 番地 1

TEL : (098) 850-5320 FAX : (098) 856-7046

